

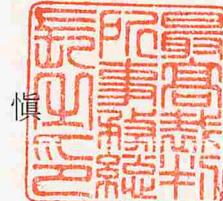
最高裁秘書第2192号

令和3年7月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

#### 1 苦情の申出の内容

##### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京高裁判事の身分を有する最高裁判所調査官が東京高裁の裁判官会議構成員とされていないことは、「各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。」と定める裁判所法20条2項に違反しないことが分かる文書

##### (2) 苦情の申出がされた日

令和2年12月24日付け（同月28日受付）

#### 2 答申番号

令和3年度（情）答申第8号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）8588（直通）